

令和6年度防火管理講習受講案内

盛岡地区広域消防組合消防本部

1 防火管理講習

この講習は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項の規定に基づく講習で、甲種防火管理新規講習、甲種防火管理再講習及び乙種防火管理講習があります。

2 講習対象者

(1) 甲種防火管理新規講習及び乙種防火管理講習

この講習の対象者は、防火管理義務対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にある方です。

(2) 甲種防火管理再講習

この講習の対象者は、特定用途で収容人員が300人以上の防火対象物の防火管理者に選任されている方又は選任される方です。

3 講習の実施日及び定員等

講習種別	実施日	定員	場 所
甲種防火管理新規講習	令和6年6月20日(木) 21日(金)	200名	盛岡市盛岡駅西通一丁目 27番55号 盛岡中央消防署 6階大会議室
甲種防火管理再講習	令和6年6月19日(水)	200名	
乙種防火管理講習	令和6年6月18日(火)	50名	

4 講習時間及び講習事項

講習種別	受付時間	講習時間	講習事項（科目）
甲種防火管理新規講習	9:00～9:30 ※1	第1日 9:30～16:00 ※2	防火管理の意義及び制度 火災の現象 火気管理
		第2日 9:30～15:40 ※2	施設及び設備の維持管理 防火管理に係る訓練及び教育 防火管理に係る消防計画
甲種防火管理再講習	13:00～13:30	13:30～15:50	消防法令の改正概要 火災事例等の研究
乙種防火管理講習	9:00～9:30	9:30～16:10 ※2	防火管理の意義及び制度 火気管理 施設及び設備の維持管理 防火管理に係る訓練及び教育 防火管理に係る消防計画

※1 講習事項の一部免除者の受付時間 第1日目 12時20分から12時40分まで

第2日目 9時から9時30分まで

※2 午前から午後にかけての講習となるため、昼食時間として1時間程度の休憩時間を設けます。

5 講習事項の一部免除

次の資格を有する方は、申請により、甲種防火管理新規講習の講習事項のうち「防火管理の意義及び制度」（2時間）を免除します。

- (1) 消防設備点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者
- (2) 自衛消防業務講習の課程を修了している者

6 受講申請

(1) 受講申請書は、下記の消防署所で配布するほか、盛岡消防本部のホームページからもダウンロード可能です。

(2) 受講申請書の受付は、下記の消防署所で行いますので、事前に受付先の消防署所に定員の空き状況を確認の上、持参又はFAXしてください。窓口で渡された受講票又はFAX送信した受講申請書は講習当日に忘れずにお持ちください。

また、FAXで申請をされた場合は、受付した消防署所から確認のお電話をさせていただきます。

- (3) 受講申請の受付は、令和6年5月24日（金）で締め切ります。なお、定員に達した場合には、締切日前でも受付を終了します。
- (4) 講習事項の一部免除を申請する場合は、甲種防火管理新規講習の受講申請を行う際に資格の確認を行いますので、資格を証する免状又は修了証の原本を掲示して確認を受けるとともに、その写し（A4サイズ用の紙にコピーしたもの）を受講申請書に添付してください。
- (5) 甲種防火管理再講習の受講申請を行う際は、あなたが有する甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習の修了証を忘れずに持参してください。

7 講習テキスト

各講習では、東京法令出版株式会社が出版する次のテキストの最新版を使用します。

なお、このテキストは、講習当日に講習会場において図書取扱業者が販売します。

- (1) 甲種防火管理新規講習及び乙種防火管理講習（税込 4,620 円）
 - ア 防火管理六法
 - イ 図説防火管理
 - ウ イラストで見る消防用設備等の自主点検ポイント
- (2) 甲種防火管理再講習（税込 1,650 円）
 - 図説防火管理（再講習）

8 受講上の留意事項

- (1) この講習の講習事項及び時間数は、法令等に定められているものですので、全課程を受講しなければ修了証の交付を受けることができません。また、遅刻や中途の入退室がある場合についても、修了証を交付できない場合があります。
- (2) 講習時間中は、携帯電話の使用を禁止します。また、電話等の呼び出しはできません。
- (3) 新規講習（甲種・乙種）を受講される方は、昼食の用意が必要となります。

9 駐車場について

講習会場に駐車場はありませんので、公共交通機関又は近隣の有料駐車場をご利用ください。

10 修了証の交付

修了証は、各講習終了後に講習会場で交付します。

なお、修了証を受領する際には、修了証に記載されている氏名と生年月日を必ず確認してください。

盛岡市	盛岡中央消防署 (TEL 019-626-7303) (FAX 019-653-3018)	八幡平市	八幡平消防署 (TEL 0195-76-2119) (FAX 0195-75-0520)
	玉山出張所 (TEL 019-683-2050) (FAX 019-683-3255)		松尾出張所 (TEL 0195-74-2119) (FAX 0195-74-3575)
	上田出張所 (TEL 019-626-0119) (FAX 019-626-2523)		安代出張所 (TEL 0195-72-2119) (FAX 0195-72-3405)
	松園出張所 (TEL 019-664-0119) (FAX 019-662-5632)	滝沢市	滝沢消防署 (TEL 019-687-5119) (FAX 019-687-2866)
	中野出張所 (TEL 019-654-0119) (FAX 019-654-8216)		滝沢北出張所 (TEL 019-688-0119) (FAX 019-688-5729)
	山岸出張所 (TEL 019-601-8119) (FAX 019-661-8311)	雫石町	雫石分署 (TEL 019-692-6119) (FAX 019-692-0032)
	盛岡西消防署 (TEL 019-647-0119) (FAX 019-645-2112)	葛巻町	葛巻分署 (TEL 0195-66-2709) (FAX 0195-66-3757)
	繫出張所 (TEL 019-689-3119) (FAX 019-689-2343)	岩手町	岩手分署 (TEL 0195-62-6119) (FAX 0195-62-1045)
	城西出張所 (TEL 019-643-0119) (FAX 019-647-2235)	矢巾町	矢巾分署 (TEL 019-697-0119) (FAX 019-697-7100)
	厨川出張所 (TEL 019-641-0119) (FAX 019-645-5420)	紫波町	紫波消防署 (TEL 019-676-7119) (FAX 019-672-2385)
	盛岡南消防署 (TEL 019-637-0119) (FAX 019-638-9926)		—
	仙北出張所 (TEL 019-634-0119) (FAX 019-635-1258)		—